

# 高崎藩町奉行からみた高崎宿・倉賀野宿

秋山 寛行

## はじめに

- ・高崎は高崎城を擁する城下町⇔中山道では高崎宿・倉賀野宿
- ・高崎宿・倉賀野宿→高崎の「宿場」としての側面をみてみたい。（「城下町」と切り離せない事例も）
- ・高崎藩町奉行の記した記録や日記を中心に紐解いてみたい。

例えば・・・高崎城下で落とし物を拾ったときにはどうするのか？

→「一拾ひ物有之節、三日之内建札致し、尋来候者有之主相知候ハ、金子ハ落し候者与半分ツ、為取候、反物類ハ不残其主江相渡、拾候者江者、其主より礼物相応ニ為取扱候事」

## 中山道と宿場

- ・五街道：（東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中）
- ・慶長5年（1600）、関ヶ原の戦い→それまでの各地の伝馬関係者を取り込むような形で街道整備本格化
- ・道中奉行：万治2年（1659年）、大目付の兼帯で街道の維持・管理・訴訟取り扱いを行う役職。元禄11年、勘定奉行の兼職も加わる。
- ・宿場：公用通行者に対する人馬継ぎ立てが第一の任務
- ・問屋（宿場全体の管理運営）→宿役人
- ・五街道は幕府道中奉行支配が原則であった。しかし、街道は幕領のみではなく、藩領を通過している。→中山道が通過する高崎・倉賀野ではどのような支配の実態が見られるのか。

## 1、高崎藩の成立と街道整備

- ・天正10年（1590）、小田原北条氏滅亡後、徳川家康の関東入国にともない、井伊直政が箕輪城に12万石で配置される。
- ・慶長2年（1597）、家康は箕輪城を廃し、新たな場所に城を築くことを計画。
- ・烏川沿いにかつてあった和田城を取り囲むような形で新城を築城し、翌年に直政が入城し、和田→高崎と名称を変更。
- ・城下町の形成・・・連雀町・田町・新町（現あら町）など→箕輪から人・町・寺が移転

### 高崎藩の概要

#### 【表1】歴代藩主

### 交通施設の整備と関所警備

- ・慶長6年頃に中山道の伝馬宿が置かれ、高崎では本町に継立場が設置され、寛永期には50人50疋を常備一年とともに往来人増加・輸送荷物増加で捌ききれなくなった。
- ・安藤重長によって寛永9年（1632）から本町・田町・新町に問屋場を設け、日を分けて対応させた。上番：本町…毎月1日～14日、中番：田町…15日～22日、下番：新町…23日～晦日
- ・寛文7年（1667）、安中藩主水野元知が妻を殺害したとして信州松本城に幽閉されたとき、碓氷関所・

杓ヶ橋関所の警備を命じられた。

・天和元年（1681）、安中藩主堀田正俊が大老となり、下総古河転封の際も碓氷関所・杓ヶ橋関所を警備した。その後、板倉重形が安中藩主となった際に碓氷関所は安中藩警備となったが、杓ヶ橋関所はそのまま高崎藩警備となった。

→安藤期に宿場としての機能が藩により整備される

## 藩領内の中山道宿場の概要

### ○宿役人

問屋・年寄（補佐）、帳付（直接の事務担当）、書役（人馬の出入りの記録）、宰領役・人足指・馬指（前の宿から継ぎ送られてきた荷物や駕籠を人足や馬に割り振る業務）

#### (1) 高崎宿

- ・往還通りの町：新喜町・南町・新田町・新町・連雀町・田町・九蔵町・本町・赤坂町・常磐町
- ・本町・田町・新町＝三伝馬町
- ・新田町と赤坂町・町口木戸と番所
- ・南町：腰掛茶屋・清酒屋・豆腐屋・わらじ屋等の商家
- ・新田町：商家が少ない
- ・新町：足袋屋・荒物屋・油屋等の商家、旅籠屋
- ・連雀町：商家のみ/大手門の前に位置するためか旅籠屋なし
- ・田町：商家が軒を連ねる
- ・九蔵町：商家が軒を連ねる
- ・本町：街道が直角に曲がる「曲尺手（かねのて）」/問屋場の前に高札場/商家や旅籠屋/金蔵
- ・本陣：なし。だがかつては存在し、2度の焼失後は置かれず、大名通行の際に町奉行が出向く使者取次所となる（【史料1】）

・本町・田町・新町の3カ所に問屋場

・問屋場の事務→3～14日が本町、15日～22日が田町、23日～晦日が新町

・問屋：本町・・・梶山家、他に須藤家・福田家・柴田家など

田町・・・寛永9年（1632）、大谷甚五左右衛門・発地又左右衛門・大澤市左右衛門

新町・・・寛永9年～元禄中期、角田八左右衛門家、その後は3名体制

・旅籠屋：42軒（元禄16年【1703】）→15軒（天保末年【1843頃】）→14軒（明治2年【1869】）

・助郷村：宿場で不足した人馬を補完/12か村指定

### 幕末期

・家数366軒、人数1759人（男974人・女785人）

「・・・近郷より諸商人罷出人立多く、当国産物其外諸品売買仕至而繁荣賑ひ候宿方ニ御座候」

「一、右躰繁荣仕候宿方ニ御座候得は、小前人氣穩ニ而取締宜敷宿方ニ御座候」（安中宿本陣文書「中山道高崎板鼻安中松井田坂本五ヶ宿盛衰其外内調書上」）

→近郷より諸商人が集まり、当国の産物などを売買し、大変賑わい繁盛しているため、宿民の人柄は穏やかで、治安も良い宿である。

## (2) 倉賀野宿

- ・宿の入口→日光例幣使道との追分に念仏堂/木戸のところに辻番所
- ・下町：問屋場や商家/下町と中町の間橋
- ・中町：商家・旅籠屋/九品寺、本陣や問屋場
- ・上町：脇本陣、問屋場とその前に高札場、商家や旅籠屋
- ・問屋場の事務→1月を3つに分け、上10日の中町、中10日の上町、末10日の下町
- ・本陣1軒（勅使河原家）・脇本陣2軒（須賀喜太郎・須賀庄兵衛家）→世襲
- ・旅籠屋：64軒（寛政12年【1800】）→32軒（天保末年）
- ・飯盛女：公認されていない宿場の娼婦・旅籠屋1軒につき2人まで
- ・助郷村：15か村指定

### 幕末期

- ・家数366軒、人数2126人（男1103人・女1023人）

「…本陣并旅籠屋を初数度及焼失家数人別も相減、当節ハ困窮衰宿ニ相成居申候併宿役人共情々仕候故宿内は先ツ無難ニ取締居候儀ニ御座候」（安中宿本陣文書「中山道熊谷深谷本庄新町倉ヶ野五ヶ宿盛衰其外内調書上」）

→寛政9年4月・11月、天保6年（1835）・同12年（1842）、安政3年（1856）と火事、本陣や旅籠屋が数度焼失、家数・人別も減少、現在は宿役人の努力によって無難に取締がおこなわれている。

## 2、大河内松平氏の高崎入封と交通政策

### 大河内輝貞の時代

- ・享保9年（1724年）：大河内輝貞の入封にともなって藩領民に向けて「御条目」を發布【史料2】
- 元々、元禄15年（1702年）に家臣団に発した「御条目」をすべての農民や町人に向けて布告したもの。
- 人馬継立を滞りなく行うように指示/旅人の逗留については、商人は町奉行へ届出、そのように見えない者は吟味し、町奉行・郡奉行へ報告/倉賀野宿では疑わしい者には一泊もさせないように/病気をわずらう者や酒に酔った者の品は名主・組頭が所持品を改め、介抱し、回復したあとに返す等/

### 大河内輝和の時代

- ・寛政6年（1794）2月、藩主の指示で「高崎領代官勤め方覚書」が作成される。
- ・史料の初め→「御代官之方ニ而是迄取扱候儀共、古来之仕法者勿論、存付候義共認可差出之旨、被仰渡候ニ付、一同評儀之上左ニ申上候」
- ・民政の中心である代官が報告した内容をもとに作られたもの【史料3】
- 「御通り之節之事」：大名が高崎宿を通行する際の対応
- ・掃除や道普請等を宿や村で行う。
- ・「重キ御通」：重要な通行の場合は「見苦敷者」「貧窮人」への対応/助郷人足も「見苦敷無」「不礼等無之様」「見苦敷ものつるし不申候」/羽織等を着た代官が領内の境まで迎えにでる
- 「見栄え」を重視した対応

### 3、「高崎藩町方式」に見る宿場への統制

「町方式」→高崎城下や倉賀野の町・宿・寺社の支配に関する事項がまとめられたもの。

- ・町奉行 定員2名、管轄区域は高崎城下町（＝高崎宿）と倉賀野宿

2人が月番で交代。

- ・文化11年（1814）以降の記録をまとめたものか。

- ・宿場に関する事項

(1) 大名の通行の際の対応について【史料4】

- ・宿場へ通行する藩から「先触」が届いたら、問屋から書付を提出する

- ・藩からは追手前へ出向き「重キ御役人様・国主方・御両敬之御方様」が通行するときは御目通へ平伏。

- ・それ以外の「並の通行」の場合は、連雀町の使者取次所片隠に詰め、馳走する場合は、留役・町同心がそれにあたる。

- ・高崎宿・倉賀野宿で準備している人馬では足りない場合は、周辺村々に助郷の触を出すか、問屋が作成する廻状に町奉行が奥印をする。

(2) 宿役人への対応【史料5】

- ・毎年、高崎宿・倉賀野宿の問屋宅に奉行らが行き、そこで「御条目」を読み聞かせる。

- ・両宿役人は押印し、請書を提出する。

(3) 高札場について

- ・「切支丹御制札」や「ととう・こうそ御制札」など計8枚が掲げてあり、修理は藩の作事方がおこない、町奉行がその出来映えを確認する。

(4) 宿場の入口の番所【史料6】

- ・「重キ御通」→御者頭ら4人が向かう/夜中であれば提灯を準備する

- ・「御親類様方御通之節」→小頭・足軽が向かう

(5) 倉賀野宿の飯盛女・旅籠のこと【史料7】

- ・1軒に2人置く

- ・旅人の他には武士や町民を宿泊させてはいけない

- ・「旅人体之者」であっても不審な者は宿泊させてはいけない

- ・旅人の喧嘩は双方を取り押さえること、病人が出た場合は治療をすること

(6) 旅人への対応について【史料8】

- ・病死者は検分後、わからない者については3日間仮置きし、仮埋葬、立札をする。

- ・一人旅で往還で亡くなった者については道中奉行所へ報告する。

(7) 火事について【史料9】

- ・出火の際には当番の同心が火元へ駆けつけ指示をすること
- ・当番の奉行は火元へ駆けつけ下知する/火元の家や近所の家の人、宿役人に出火の様子を尋ねる
- ・非番の奉行は大手門の前に待機し、火事の勢いによっては城内に火消人足を出すよう指図をする
- ・火元になった家の人は入寺し、謹慎する。
- ・街道が出火の際には宿役人が道中奉行所へ「注進状」を差し出す。

#### 4、「町奉行日記」にみる宿場の実態

- ・筆記者：柳下歳右衛門（宝暦8年【1758】～文化13年【1816】）

福山七右衛門の二男で、明和8年（1771）、柳下歳蔵の養子となり、安永2年（1773）元服。

- ・町奉行拝命は天明8年（1788）、同勤は下河辺三郎右衛門（生没年不詳）。
- ・在任期間については不詳。文化3年（1806）には別の者が着いているのでそれ以前退役か。
- ・管轄下の高崎・倉賀野両宿に関する事務処理・事件などについて記載し、寛政4年（1792）と寛政9年（1797）の2冊が現存している。

(1) 大名の通行への対応

- ・寛政4年が19家、寛政9年が23家通行【表2】
- ・通過する大名→並御通
- ・町奉行の柳下歳右衛門か下河辺三郎右衛門（のち庄司右衛門に改名したと考えられる）が通行する大名家のところへ行く（連雀町使者取次所）
- ・城下の祭礼や宿場の火事等の通行に問題のある場合は町奉行が対応

(2) 老中の通行への対応

老中の通行についての規定「御老中様方御通行之節取計之事」（「高崎藩郡方式」）【史料10】

※「郡方方式」は高崎藩の地方（村方）に関する例規集。寛政9年頃までの内容。

道・橋の手入れや掃除を入念におこなうこと/百姓家で「見苦敷」ものは自身で手入れをさせて、難しければ手当を出して手入れをさせる

- ・寛政4年10月の老中松平信明の通行

大河内氏→源頼政の末裔/家康の代官→大河内秀綱/秀綱の孫→信綱が松平正綱の養子に/知恵伊豆と称される→子・信輝が弟輝貞に5000石分与→のち高崎藩/信輝の系統は三河吉田藩/

9月17日：通行のための道橋見分

10月3日：倉賀野宿へ外科医伊勢山元喜・高崎本陣へ千木良昌哲を差し出すように通達

10月4日：道中御奉行より板橋宿の間屋へ連絡があり、宿々へ通達到来

常磐町蛭子や七郎二方を「御小休所」とするため検分、本町かね升や方も検分する

10月8日：「倉ヶ野方先之方道」の普請を命じる

10月11日：高崎宿・倉賀野宿より当日の通行を「催合人馬ニ致継立致」たいとの申し出があり、そうすれば助郷村々も減らすことができると、郡奉行に相談の上決定することにする

10月14日：17日に通行する予定であったが、「故障」があったため、20日通行となる

10月15日：【史料11】

町ごとの入口には役人や組頭が出て、高崎宿内の中山道には無用の者がみだりに通らないようにし、「横小路」（横道）などは「メ切」にすることにす。

10月20日：新喜町入口まで出て、その後町中の見廻りをする。「八ツ時過当所御通行相済町口にて御目通罷出」/大手前で長坂六郎（城代）・田中助之進（奏者番）・宮部主馬蔵（小姓頭）らが出、常磐町御休所へ/

倉賀野宿では、深尾新左衛門（年寄）らと町奉行の下河辺三郎右衛門らが倉ヶ野入口へ罷出る/出口へは天野左兵衛（郡奉行）が待機する

10月23日：準備にあたった家臣たちに赤飯をこしらえた倉賀野宿本陣八左衛門方と江戸屋代二郎方へ、八左衛門方は金百疋・代二郎方は弍朱くだされる、他に善兵衛方で赤飯・にしめ等を作ってくれたので、働いた者へも銭を渡す。

### (3) 宿役人との関係や交通施設について

#### 寛政4年

- ・高崎宿・倉賀野宿問屋の年頭の挨拶（正月3日）
- ・道中奉行の触書が宿場に廻っていることの報告（1月10日）
- ・倉賀野宿問屋の妻に深谷宿十郎兵衛妹を貰うことの願い出（1月27日）
- ・倉賀野宿本陣の修復願が提出される（2月8日）
- ・御城米廻米のため倉賀野河岸への見廻り（閏2月22日）
- ・松平加賀守・板倉肥前守通行の先触到来の申し出（3月8日）
- ・本多豊後守領内より囚人4人を目駕籠で通行させる旨の先触到来の申し出（3月9日）
- ・通行者の間違い（6月11日）
- ・高崎宿・倉賀野宿助郷の帳面の確認（7月20日）
- ・高札場の修理（9月12日・13日）
- ・助郷人馬平均帳の写しを提出（10月27日）

#### 寛政9年

- ・倉賀野宿の問屋見習を年寄並にする旨の許可（1月29日）
- ・本町問屋、二条御蔵奉行の通行を失念、お叱りをうける（4月15日）
- ・両宿の人馬遣高平均帳を提出する（11月8日）

### (4) 宿場での火事

#### 寛政9年

- ・倉賀野宿火事【史料12】

出火（4月2日）→絵図を作成し、道中奉行へ提出→加賀前田家通行・見苦しくないよう（4日）→倉賀野宿類焼の様子（5日）→通行当日（6日）→町奉行検分（7日）→被害者へ金子（9日）→倉賀野宿の防火（10日）→拝借金（21日）→岩鼻から駆けつけたものへの報償（24日）・人足へも酒を出す（5月21日）→出火人は50日入寺したので許される（5月23日）

- ・高崎宿での付け火（4月7日）  
「喜多町・本町辺投火体之義有之、怪敷ニ付牢番へも怪敷もの召捕候義申付」
- ・倉賀野宿での火事（11月18日）

#### (5) 宿場の事件簿

##### ①紛失・盗難事件

###### 寛政4年

- ・本町の旅籠屋での紛失事件（6月13日・17日）【史料13】
- ・倉賀野宿での紛失事件（6月14日）【史料14】
- ・倉賀野宿でたびたび盗難事件があるので対応すること（6月22日）【史料15】
- ・倉賀野宿善太郎方での紛失の届出（7月2日）
- ・倉賀野宿旅籠屋での盗難事件（10月1日）
- ・不審な者を宿泊させた旅籠屋への対応10月23日  
「一無宿盗賊松五郎今日死罪御仕置相済、(中略)右一件掛合之者倉ヶ野はたこや馬之助、出所不慥成者度々止宿為致候ニ付過料錢三貫文申付（後略）」
- ・高崎宿本町問屋権左右衛門ほかへ盗賊が入る（7月25日）

###### 寛政9年

- ・火付盗賊改が捕縛した無宿が倉賀野宿での質入れをしていた事件について（8月15日）【史料16】

##### ②飯盛女

###### 寛政4年

- ・旅籠屋で飯盛女を遊ばせ、風紀がよくないとの宿役人から内々の申し出があり、それら5人を手鎖にする（6月25日）
- ・倉賀野宿八幡社地での飯盛女相対死事件（9月23日・24日）

##### ③旅人と宿場

###### 寛政4年

- ・牧野備前守家来死去、九品寺へ埋葬（10月15日）【史料17】

###### 寛政9年

- ・伊勢参宮の者・倉賀野にて死去（1月22日）
- ・病人を新町（あらまち）の旅籠屋へ収容（4月22日）→回復（27日）【史料18】
- ・九品寺の者、伊香保入湯願を出す（6月9日）
- ・金比羅宮で上州高崎宿と書かれた箱を背負った人が現れる（6月8日）→それは23・4年前に旅籠をやっていた者の息子で欠落した者であることがわかる（6月16日）【史料19】
- ・草津入湯の帰りに倉賀野宿で亡くなり養報寺へ埋葬（7月7日）

#### ④宿場内でのもめごと

##### 寛政4年

- ・怪しい通行人の検査（5月26日）
- ・倉賀野での召し捕り事件（8月6日）

##### 寛政9年

- ・若者が田町の間屋場で狼藉をはたらいたので取り押さえる（1月25日・1月晦日・2月6日）【史料20】
- ・本庄宿の占い師が高崎まで行き、そこで同所の者と口論（7月10日）→酒に酔っており、翌日まったく覚えていないとのことで内済に（7月11日）
- ・南町裏で見かけた怪しい者に声をかけたら風呂敷を落としていった（12月9日）→中の帳面に轟村山木や新五郎とあり、問い合わせたところ、9日に連雀町で見ず知らずの者に声をかけられ無理に連れられていき、気絶させられ奪われたものであることがわかる（12月15日）

#### おわりに

- ・高崎宿・倉賀野宿の街道・宿場としての側面に注目
- ・藩領内の宿場の実際の動きに関する規制や統制
- ・「日記史料」が明らかにする城下・宿場の多彩な世界
- ・町奉行からみた「身近な」、江戸時代の高崎の姿
- ・地域に残る史料（城跡・寺社・石碑・古文書…）はその地域を描く大切な宝物

〈参考文献〉

- ・『高崎市史』第3巻（1968年）
- ・安中文化会編集・発行『中山道安中宿本陣文書』（1972年）
- ・群馬県教育委員会文化財保護課『群馬県歴史の道調査報告書第十一集 中山道』（群馬県教育委員会、1982年）
- ・萩原進・近藤義雄編『商家高名録・諸業高名録』（みやま文庫、1983年）
- ・倉賀野雁会『文献による倉賀野史・第三巻（宿場編）』（1987年）
- ・『高崎史料集 藩記録（大河内）1』（1988年）
- ・『高崎史料集 藩記録（大河内）2』（1989年）
- ・『新編高崎市史』資料編6 近世Ⅱ（1997年）
- ・田畑勉『上州の藩士と生活』（上毛文庫、2001年）
- ・『新編高崎市史』資料編5 近世Ⅰ（2002年）
- ・『高崎市史民俗調査報告書第八集 マチの生活と民俗の変化－商店・職人・町並み・生活－』（2002年）
- ・『新編高崎市史』通史編3 近世（2004年）
- ・かみつけの里博物館『高崎藩の考古学』（2005年）
- ・『高崎市史資料集1 高崎城絵図－「櫻井一雄家文書」を中心に－』（2006年）
- ・堤克政『ちょんまげ時代の高崎』（あさを社、2009年）
- ・中山剛志「報告書 『享保高崎絵図』の注釈①」（『群馬県立歴史博物館紀要』第32号、2011年）
- ・中山剛志「高崎藩主松平（大河内）氏家臣団の動向－『享保高崎絵図』の注釈②－」（『群馬県立歴史博物館紀要』第33号、2012年）
- ・久住祐一郎『三河吉田藩・お国入り道中記』（集英社インターナショナル、2019年）
- ・久住祐一郎『シリーズ藩物語 三河吉田藩』（現代書館、2019年）
- ・高崎歴史資料研究会『高崎歴史資料集成5 高崎藩御達留』（2021年）
- ・高崎歴史資料研究会『高崎歴史資料集成 高崎藩分限帳集成（改訂版）』（2021年）
- ・清水豊「高崎城下町の遺跡を掘る」（令和5年6月10日高崎学検定講座資料レジュメ）

〈史料の出典〉

☆以下の書籍で見ることができます。ぜひ手に取ってご覧ください。

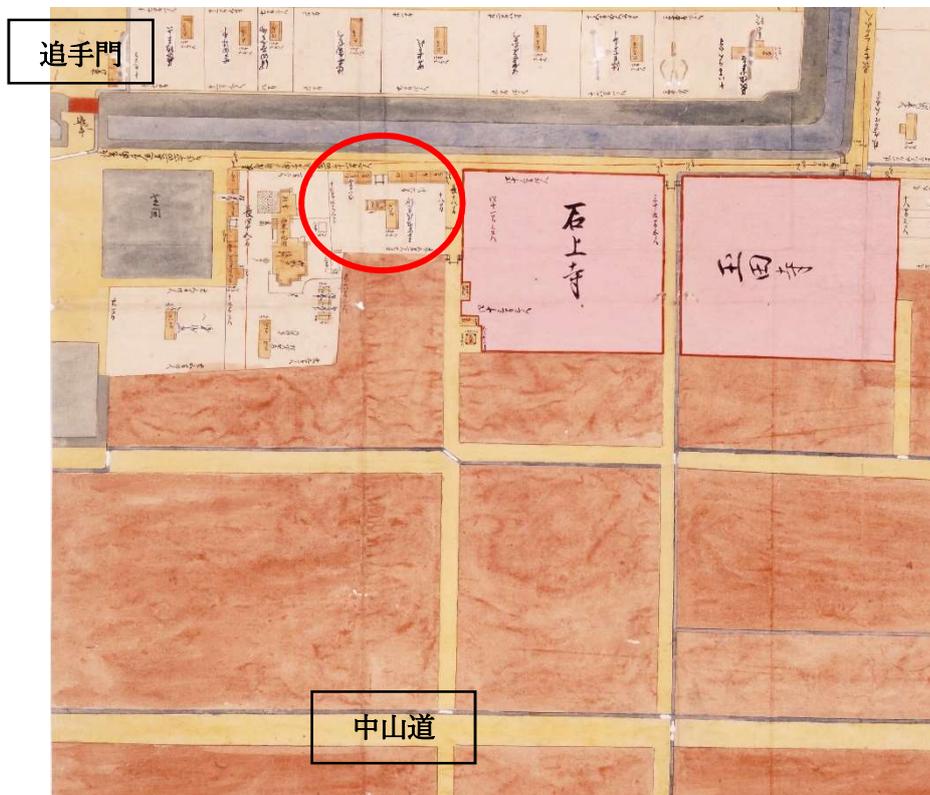
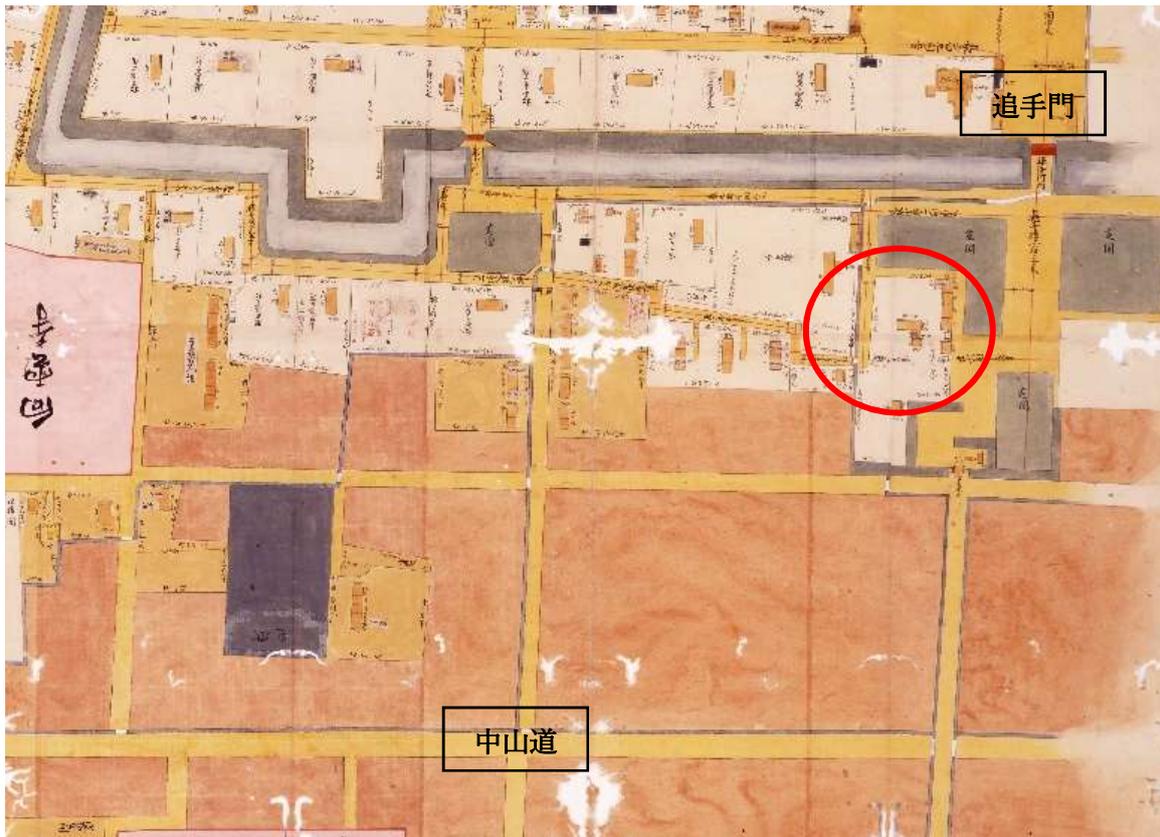
- ・「御条目」・「高崎領代官勤め方覚書」（『新編 高崎市史』資料編5 近世1）
- ・「高崎藩町方私記」（『高崎史料集 藩記録（大河内）1』）
- ・「高崎藩町奉行日記」（『高崎史料集 藩記録（大河内）2』）

・絵図

『新編高崎市史』資料編5 近世Ⅰ（2002年）の付図

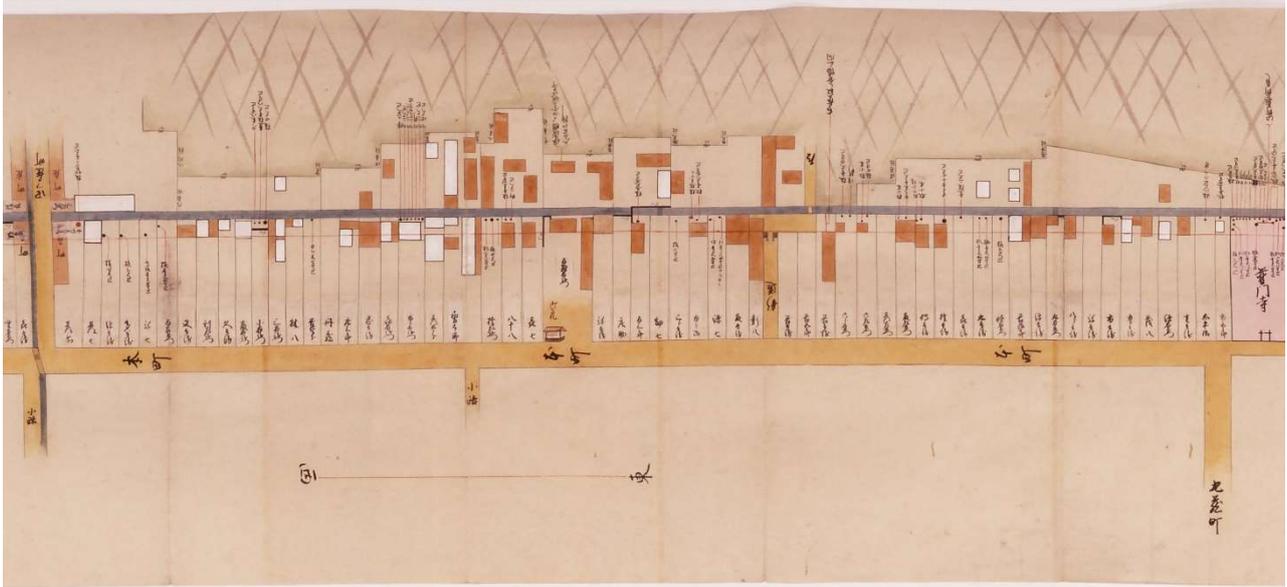
『高崎市史資料集1 高崎城絵図－「櫻井一雄家文書」を中心に－』（2006年）

【図1】町奉行所の位置



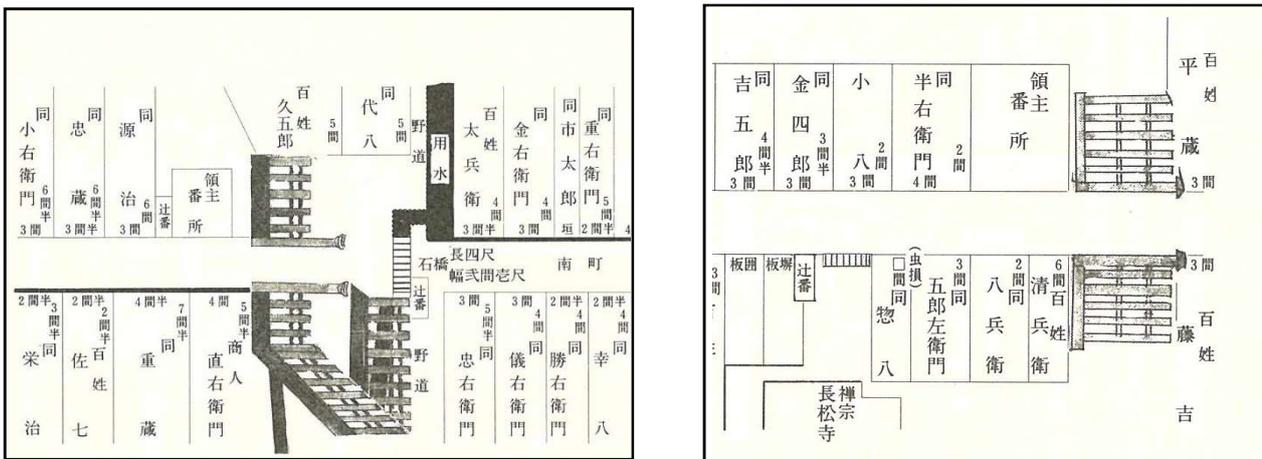
出典:文化七年六月御城内外惣絵図 部分(櫻井一雄家文書 高崎市教育委員会蔵)

【図2】本町の高札場



出典：文化十年六月改 遠御構筋絵図部分(櫻井一雄家文書 高崎市教育委員会蔵)

【図3】南町木戸(左)と赤坂町木戸



出典：天保二年 中山道高崎宿往還絵図(『新編高崎市史』資料編6 近世IIより転載)

【参考】

「商家高名録」に  
描かれた旅籠屋

出典：萩原進・近藤義雄編  
『商家高名録・諸業高名録』  
より転載

